

鎌個審議第12号
平成6年9月26日

鎌倉市教育委員会
教育長 米倉雄二郎 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会
会長 金子正史

鎌倉市教育委員会の所管に係る個人情報の取扱いに関する
意見について（答申）

平成6年8月10日付け鎌教委図第27号をもって諮問がありました、鎌倉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第12条第1項に規定する電子計算機による個人情報の処理については、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、この条例による個人情報保護制度の公正かつ円滑な運営が図られるよう特に次の点に配慮することを要望します。

- 1 条例の運用に当たっては、個人の権利及び利益を侵害することのないよう十分に注意すること。
- 2 諮問された事項に該当する事案については、今後、本審議会への諮問を要しないものであるが、電子計算機による個人情報の処理については、大量かつ高速での情報処理が可能である反面、不可視の状態で処理されることから、その取扱いに当たっては、より一層慎重な対応に心掛けること。

鎌倉市個人情報保護条例第12条第1項の規定に基づく諮問事案

番号	業務名	業務の概要	業務主管課名	導入年度
1	図書館システム	電子計算機による利用登録 貸出・返却・督促・予約等	中央図書館	平成7年度